

# 第7章 計画の推進方策

## 1. 各主体の役割

望ましい環境像の実現には、市としての環境施策を充実させていくとともに、現在の環境問題は、私たちが便利さを追求することによって作りだされた大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムが原因であることを認識する必要があります。市、市民及び事業者など社会を構成するすべての主体が原因者であり、同時に被害者となっています。

このような環境問題を解決するには、私たちの日常生活や事業活動において環境にどのような影響を与えているかを正しく理解し、その解決に向けて市、市民及び事業者の三者がそれぞれの立場に応じた公平な役割分担と連携により取り組みを推進することが必要です。

こうした「協働」の考え方のもとで、各主体が取り組みを自主的に推進することに加え、三者が連携して計画を推進できる仕組みを構築することが求められます。

### (1) 市の役割

市は、日高市環境基本条例および日高市環境基本計画にもとづき、国や県、市民・事業者との協働により、環境保全および創造に向けての各施策を推進します。

また、市民や事業者に対し、環境保全に関する情報提供、地域の環境保全活動の開催・運営を行い、市民や事業者が環境保全活動に参加できる体制を整備します。

さらに、市自らが一つの事業者であることを認識し、市が実施する事務および事業において率先した環境保全活動の取り組みを推進します。

### (2) 市民の役割

市民は、市や地球規模の環境の保全と創造を担う大きな役割を持つことを理解し、ごみの減量やリサイクル、省エネルギーなど日常生活における環境保全行動を実践し、環境に負荷を与えない生活様式へと転換していきます。

また、望ましい環境像の達成に向けて市や事業者と協働して環境の保全と創造に努めるとともに、地域の取り組みや市の施策へ積極的に参加・協力します。

### (3) 事業者の役割

事業者は、事業の構想、計画、実施や製造、流通、販売、通信、消費、廃棄等に至るあらゆる段階において、公害の防止、環境の保全や安全性を確保し、環境にやさしい商品の開発や環境保全技術の向上に努めます。

また、望ましい環境像の達成に向けて市や市民と協働して環境の保全と創造に努めるとともに、地域活動や市の施策へ積極的に参加・協力します。

## 2. 計画の進行管理

### (1) 進行管理

計画の実効性を確保するため、計画策定から具体的な行動の実施・運用・点検・評価・改善までの流れを Plan(計画)→Do(実施)→Check(点検)→Action(行動)といった PDCA サイクルに沿って進行管理を行い、計画内容や計画に基づく施策・事業の継続的な改善を図ります。

### (2) 環境報告書「ひだかの環境」の作成・公表

計画推進の実効性および透明性を明らかにするため、計画の推進状況や目標達成状況について「ひだかの環境」として資料をとりまとめ、広報やインターネット等を通じて市民・事業者へ公表していきます。

### (3) 計画の推進体制

環境施策の実施状況については、定期的な調査・情報収集を行い総合的かつ計画的に推進していきます。

#### ①日高市環境審議会

本計画の進行状況に対して客観的立場から意見をいただくとともに、市民の意見・提言を受けることを目的に、環境施策に関する取り組みの実施状況および目標の達成状況について日高市環境審議会に、報告し、意見・提言を受けます。

#### ②広域的な連携

大気汚染や水質汚濁など広域的な取り組みが求められる課題や地球環境問題などへの対応について、国や県、近隣の地方自治体と緊密な連携を図りながら、広域的な視点から環境施策に取り組みます。